

大淀町マスコットキャラクター使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大淀町のマスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）を使用することにより、大淀町（以下「町」という。）のイメージを確立するとともに、観光資源及び特産品を広く宣伝普及し、地域振興を図るためキャラクターを使用する場合の取り扱いに関し、町が必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、町長にあらかじめキャラクター使用許可申請書（様式第1号）を提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 町および町の関係機関が、その業務の目的で使用する場合
- (2) 新聞、テレビ及び雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) その他許可の手続きを必要としないと町長が認めた場合

(使用の期間)

第3条 キャラクターの使用期間は、使用を開始しようとする日から当該年度の末日までの間で定めなければならない。

(使用許可の基準)

第4条 町長は、第2条の使用許可申請があった場合において、その内容が適切と認めたときは、当該使用を許可するものとする。

2 町長は次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

ただし、町長が特に適切と認めた時はこの限りではない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は、その恐れがある場合
- (2) 特定の政治及び思想の活動に使用しようとする場合
- (3) 不当な利益を得ることを目的として使用する場合
- (4) 特定の個人等の売名に使用しようとする場合
- (5) 町の事業又は町が認めた関連事業を推進する上で支障があると認められる場合
- (6) 町のイメージを傷つけ、または正しい理解の妨げになると認められる場合
- (7) キャラクターを町が指定する正しい使用方法に従って使用しないものと認められる場合
- (8) 品質及び性能等に関して公共機関の認定が必要な新製品に使用しようとする場合において、当該認定等が得られない場合
- (9) 自己の商標又は意匠とする等独占的に使用し、又は使用するおそれがある場合
- (10) 社会通念上許可することが不適当と認められる場合
- (11) その他町長が許可しないことが適切であると判断した場合

(使用の許可)

第5条 町長は、前条に規定する基準に基き、許可することが適切と認めたときは、キャラクター使用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(使用の不許可)

第6条 町長は、第4条第2項の規定する申請を許可することが不適切と認めるときは、キャラクター使用不許可書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(使用料)

第7条 キャラクターの使用料は別に定める。ただし、キャラクターが広く浸透し定着するまでは無償とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 キャラクターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 町が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。ただし町長が認めた場合はこの限りでない。
- (3) 使用対象物に、大淀町マスコットキャラクターよどりちゃんと明記すること。
- (4) キャラクターの使用に際し町から貸し出された物件を期限までに返納すること。
- (5) 使用前に当該使用に係る物件の完成見本を速やかに町に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができるものとする。
- (6) キャラクターのデザインを第三者に貸与しないこと。
- (7) 商標登録等の出願を行うことは認めないこととする。

(許可内容の変更等)

第9条 使用者が許可内容を変更しようとするときは、キャラクター使用変更許可申請書（様式第4号）を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の申請に基き、許可することが適当と認めたときは、キャラクター使用変更許可書（様式第5号）を申請者に交付するものとする。
- 3 前項の許可基準は、第4条の規定に準ずるものとする。

(使用許可の取消し)

第10条 町長は、当該使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すものとする。

- (1) 第4条第2項に該当、又は、第8条に違反していると認めるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたと認められるとき。
- 2 町長は、前項により許可を取り消した場合は、キャラクター使用許可取消し通知書（様式第6号）により使用者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物件をいかなる場合であっても使用してはならない。
- 4 町長は、許可を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。
- 5 前項に規定する使用物件の回収等、使用許可の取消しに伴い発生する費用の一切は、許可を取り消された者が負担するものとする。
- 6 町長は、前項に規定するもののほか、許可を取り消された者に生じた損害を賠償する責任を負わない。

(キャラクターに関する権利)

第11条 キャラクターに関する著作権等の一切の権利は、町に属する。

(損害賠償)

第12条 第10条第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、これにより町に損害を生

じさせた場合、その損害額を賠償しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月3日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。